

4本柱の取り組み

(公社)全国産業廃棄物連合会では現在、「2030年目標を盛り込

んだ「低炭素社会実行計画」の策定、「数値目標を盛り込んだ労働災害防止計画の策定」、

「研修と資格制度創設による人材育成」、「廃棄物処理法見直しへの対応」に重点的に取り組んでいる。

低炭素社会実行計画は14年5月に策定したもののだが、昨年12月のCOP21で採択された画期的なパリ協定を機会に、1年程度の検討を経て、新たに30年に向けた数値目標を盛り込むこととした。

労働災害防止計画は今年度策定することにした。産業廃棄物処理業界は依然、労働災害が多く、連合会として

てきた処理のノウハウを現場のリーダーから対象に伝承し、発展させる必要があると考えている。

法見直しへ、29項目の意見

廃棄物処理法は、10年改正法の施行から5年が経過し、見直しの

現場の声で法見直しを

全国産業廃棄物連合会 専務理事



森谷 賢氏

時期を迎えた。連合会では、昨年4月から法制度対策委員会を中心に議論し、都道府県の産業廃棄物協会や五つの部会からのアンケート結果なども議論に加えてきた。その結果を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直し

に関する意見」を取りまとめ、今年3月31日、環境省に要望した。

寄せられた意見は極めて多岐に及び、法制度対策委員会の議論で絞り込み、廃棄物処理法に関する27項目の要望事項、建築基準法第51条ただし書きと環境配慮契約法に関する各1項目の要望事項としてまとめた。

要望事項には、実際の規制に着目し、法律の改正に係る事項と施行令・施行規則の改正に係る事項がある。

このうち、改正内容に当たると考えられるのは、優良認定の優遇措置の拡充とバラシを取るためにも「優良認定基準のうち、特定不利益処分を受けて基準に不適合となった

優良認定業者について、逐次の優良認定の取消しを行っていたため、欠格要件に該当するに無関係の行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

至った場合、業務とは関係のない行為による法令違反により、その役員が欠格要件に該当するに

度について、現行の都道府県による個別指定に加えて、近接した複数県などその広域的な利用を推進するための指定制度の創設(要望事項19)、「委託契約書に定める契約品目以外に定める契約品目以外の廃棄物が混入した状態で、排出事業者が産業廃棄物処理業者に当該廃棄物を引き渡すことを禁じる法的措置(要望事項21)」、「産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、不当に低い処理委託費の強要等を排出事業者に禁ずる一般的な禁止事項を設けるなど(要望事項22)」である。

「残置物」の扱いを明確に

今回の要望事項の取りまとめでは、会員企業からのボトムアップで意見集約を行い、処理現場での具体的な課題に関する事項も取り上げている。

その一つが、いわゆる「残置物」などに関する法的扱いの明確化だ(要望事項17と18)。

産業廃棄物とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物や、個人が所有している毒劇物、所有者が特定できない空き家などに放置された残置物などについては、地方公共団体によっては「産業廃棄物」として取り扱えるか否か」という判断が異なる場合や法令上の設計が必要であり、この許可がなければ本来ならば処理を受託することではできない。会

員企業から「法的な疑念を持たれかねず、すっきりしない」という声も多い。

今回の要望事項では、これらの残置物などに

関して、地方公共団体の判断で「産業廃棄物」として処理受託すること

が可能となるような

制度の創設を求めた。

また、解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いについては、解体工事の請負に係る商慣習に基づき、その建設工事の元請事業者が「残置物」を廃棄物として撤去する場合には、「建設工事に伴い生ずる廃棄物」として取り扱うことを可能とせらう旨の要望もあげている。

このように29項目の要望事項は現場からの切実な声をもとにして、国の方見直しでも、深く取り上げたい。

(随時掲載)